

核兵器禁止条約交渉 —— 将来の締結も念頭において ——

広島市立大学広島平和研究所 准教授 福 井 康 人

1. はじめに

本報告では人間の安全保障の追求と核廃絶の取組とのテーマの下で、来年にもニューヨーク国連本部において開催される見込みの核兵器禁止条約交渉について、将来の条約締結も念頭において話させて頂こうと思います。本日の登壇者の中では唯一の実務系出身ということもあり、日本の立ち位置及び現下の核軍縮を取り巻く現状を直視した上で、将来この交渉が成就して条約が出来た暁に、唯一の被爆国である日本が条約締結のための国会のご承認を頂けないような状況になっては困るとの強い思いがあります。このため、若干技術的な話になりますが、先ず日本の立場表明を検証した上で、交渉の前提となる手続事項、更には主要な実質事項として想定される基本的義務及び条約締結時の国内法担保の要請について、これまでの軍縮条約での若干の事例を紹介する形でお話しさせていただきます。

本日の公開シンポジウムは一般の方を対象としたものですので、条約についての基本的な点についても予め説明させていただきます。軍縮措置は国家の主権に属する兵器・軍隊等の削減を求めるものですから、自主的乃至は一方向的に軍備縮小が行われることもあります。そこには常に安全保障上の考慮が働き、法的拘束力を有する条約によりその国に義務を課す形で実施されることが多いことについてはご案内のとおりです。最も直近に行われた軍縮条約の事例として

武器貿易条約（ATT）交渉があげられますが、核兵器と比較すると軍縮交渉の優先度が高くないとされる通常兵器の移転を規制するもののものであっても例外ではありません。ちなみに、こうした条約そのものについては「国の間において文書の形式により締結され、国際法によって規律される国際的な合意（単一の文書によるものであるか関連する二以上の文書によるものであるかを問わず、また、名称の如何を問わない）」とウィーン条約法条約は定義しております。

まず、議論の前提となる条約に関連する規則についてはこのウィーン条約法条約が重要であり、いわば「条約の基本法」とも言えるもので、条約について慣習法化された基本的規則の多くはこの条約により成文化されており、例えば、米国はこの条約法条約を締結していませんが、新STARTにおいても暫定適用の規則等で条約法条約を遵守しております。別の例をあげると、日本が核兵器禁止条約交渉決議には反対したものの条約交渉に参加すると岸田外務大臣が記者会見で述べておりますが、条約法条約は「交渉国（第2条1（d）」については「条約文の作成及び採択に参加した国」と定義されており、条約交渉に正式に参加する際の具体的な手続について代表が全権委任状を示す等も定められており、このような規則に従って条約交渉が行われることになります。

ご存知の方には釈迦に説法ではありますが、念のため条約文の採択と確定の手続について、簡単に触れさせていただきます。条約文の採択は、多数国間での交渉では全ての国が合意することは現実には困難な実情も反映して、「国際会議においては、条約文や、出席しかつ投票する国の三分の二以上の多数による議決で採択される。ただし、出席しかつ投票する国が三分の二以上の多数による議決で異なる規則を適用することを決定した場合は、この限りではない（第9条2）」と定められております。また、条約文の確定については、「条約文に定められている手続又は条約文の作成に参加した国が合意する手続（条約第10条（a）」や「（a）の手続がない場合には、条約文の作成に参加した国」によるものと規定され、随所で「条約文の作成に参加した国」であることが重要な位置を占めていることにお気づきになるものと思っておりますが、少なくとも条約交渉に参加する意義はこうした点にもあります。

更に条約交渉が終了してから、条約に拘束されることについての同意の表明（即ち、署名（署名のみで効力を生ずるものもあります）、批准、受諾、承諾）がなされることになります。多数国間条約は、コンセンサス合意でなく表決により採択されるものも少なくないことから、その条約を一部または全て受け入れられないとする国が出て来ることもあります。最終的に採択された条約について部分的に受け入れられないとする国は、条約が禁止していない場合には留保を付した上で締結することになります。

もともと、留保を禁止している場合であっても「留保」でない「解釈宣言」を行うことにより、利害関係の調整を行った上で条約に同意する手続に入ることも可能ですが、例えば、イスラム諸国による大幅な人権条約への留保が条約を骨抜きにしかねないといった問題についても耳にされたことがあると思います。他方で、条約に同意しない国は非締約国のままとなることを選択することになります。

以上、核兵器禁止条約交渉を考える上で最低限度関連しうる条約法条約の規則について説明させて頂きましたが、これらの点は将来の核兵器禁止条約のあるべき姿を検討する上で不可欠な点ですので、後で再度触れることになると思います。

2. 核兵器禁止条約と日本の立場

ここから日本の核兵器禁止条約に関連して公式に表明されている日本の立場について検証してみたいと思います。日本政府の立場は、国際会議での日本代表による発言のみならず、国内においても国会での政府答弁、質問主意書への答弁書等から知ることが出来ます。特に質問主意書への答弁書については国会法第74条に定める内閣への質問権の行使に対する正式な回答として閣議決定されますので、予め内閣法制局による審査等も経て厳格な手続の下でセットされ、憲法の定める三権分立の下で国会に対する行政府としての公式回答と位置付けられるものです。他方で、国会答弁の場合は事務方が用意した答弁案を基に主務官庁の政務レベル幹部等が答弁を行うものですので、（ご自分の言葉で

と意図的なもの、間違えての双方がありうるものと思いますが) 事前に用意された答弁案のとおり答弁されない議員もいらっしゃるようですように、ある意味裁量の幅が残されております。

核兵器禁止条約決議案が国連総会第一委員会で採択されてから、既に衆参両院議員から複数の関連する質問主意書がでており、これまでの核兵器の使用(又はその禁止)を巡るものも併せますと、核兵器禁止条約に臨む日本の立場が外務省等事務方にとり容易ならざるものであることが見えて参ります。日本外交を担う外務省には、軍縮を担当する部署のみならず、安全保障政策や日米安全保障条約を担当する部署等、この核兵器禁止条約に関連する部局があり、それらの組織間で決裁書等が所掌事務に応じて調整された結果として政策決定が行われます。このため、核兵器禁止条約を巡っても核兵器不拡散条約(NPT)を基礎とする核軍縮・核不拡散体制の中での位置付け、拡大抑止の確保といった安全保障関連部署からの要請等を踏まえて、総合的に調整された結果として、例えば国連総会第一委員会での一般討論演説、投票態度といった形で我々の目に触れることになります。

また、近年は各省庁を束ねる内閣官房に日本の安全保障政策の司令塔として国家安全保障局も設置されており、このような部署にもお伺いを立てることになるので、核兵器禁止条約のように国益に直結する案件であればあるほど重層的な意思決定メカニズムを経て決定されることになります。このため、軍縮不拡散外交を担う外務省の軍備管理科学部といった一部局のレベルでは、根本的な事情の変更が生じる場合ですとか、政治的なイニシアティブがない限りにおいて、政策変更は極めて困難なものであることは皆さまも容易に想像できるものと思います。そういったことも念頭において、最近の質問主意書から核兵器禁止条約交渉に関係しうるものを参照してみたいと思います。

まず、核兵器使用禁止条約については、例えば、参議院小西博之議員からの質問に対し、

- 核軍縮に関する我が国の基本的立場は、核兵器のない世界の実現のためには、核兵器の非人道性に対する正確な認識及び厳しい安全保障環境に

対する冷静な認識に基づき、核兵器国と非核兵器国との間の協力による現実的かつ実践的な措置を積み重ねていくことが不可欠であるというものである。

- ご指摘の決議案は、北朝鮮の核・弾道ミサイル開発が我が国の安全に対する重大かつ差し迫った脅威となっている中で、このような我が国の基本的立場に合致せず、また、核兵器国と非核兵器国との間の対立を一層助長し亀裂を深めるものであるとの理由から、慎重な検討を重ねた結果反対したもの。
- (TPP 特別委員会で岸田外相が答弁しているように、) 交渉が開始されることとなる以上は、交渉に参加し、唯一の戦争被爆国として、核兵器国と非核兵器国との間の協力が不可欠であるとの立場から、主張すべきことはしっかりと主張していくことも念頭に置いているが、いずれにせよ、交渉の在り方の詳細に関する今後の議論等も踏まえ検討していく考え。

とする答弁書の事例があります。

更に、「多国間核軍縮交渉の前進」決議案について詳細に回答を求めたものもあり、重複部分を除くと、参議院福島瑞穂議員からの質問に対しては、

- 御指摘の本決議案は、二千十七年にいわゆる核兵器禁止条約の交渉を開始することを決定するものであり、一般的な形で核兵器の法的禁止を目指すことに言及したこれまでの決議とは異なるものである。
- 御指摘の交渉に参加するか否かについては、外務省のホームページにおいてその会見記録を公開しているご指摘の記者会見において、岸田外務大臣が「交渉への参加・不参加を含め、今後の対応ぶりについては、交渉のあり方の詳細に関する今後の議論も踏まえ、また、これまで連携してきた豪、独など中道諸国の動向も見極めつつ、政府全体で検討していくこととなりますが、私（大臣）としては、現段階では、交渉に積極的に参加をし、唯一の被爆国として、そして核兵器国、非核兵器国の協力

を重視する立場から主張すべきことはしっかりと主張していきたいと考えております」と述べたとおりである。

- 政府としてはかねてから明らかにしてきたとおり、核兵器の使用は、その絶大な破壊力、殺傷力の故に国際法の思想的基盤にある人道主義の精神に合致しないと考えており、人類に多大な惨禍をもたらしうる核兵器が将来二度と使用されるようなことがあってはならず、核兵器のない世界で安全な世界を目指した現実的かつ着実な核軍縮努力を重ねていくことが重要であると考えている。
- 国際司法裁判所が千九百九十六年七月八日に発表した勧告的意見は、核兵器による威嚇又はその使用は、武力紛争時に適用される国際法の規則、特に人道法の原則と規則に一般的には反するが、国家の存続自体が問題となるような自衛の究極的状況における核兵器による威嚇又はその使用が合法か違法かについて最終的な結論をだすことはできない等述べているところであり、政府としては、国際連合の主要な司法機関である国際司法裁判所が同意見で示した見解について、厳粛に受け止めるべきものと考えている。
- 御指摘の「国家の存亡そのもののかかった自衛の極端な状況」については、個別具体的に判断されるものであり、一概にお答えすることは困難である。
- 御指摘の多国間核軍縮交渉の前進に関するオープン・エンド作業部会の報告書の附属文書二の内容は、同作業部会において必ずしも議論が行われたものではなく、同作業部会に参加した国際連合加盟国、国際機関及び市民社会の提案を一覧にしたものであると理解しており、また、我が国の提案はないことから、御指摘の「核兵器の使用の威嚇」、「核戦争の計画への参加」、「核兵器の標的設定への参加」、「核兵器を搭載した艦船の寄港ならびに領海通過」、「核兵器の領土内通過」及び「援助、奨励、誘導」の意味するところが必ずしも明らかでなく、お答えすることは困難である。

とする答弁書の事例があります。

更に、核兵器の使用禁止については衆議院鈴木貴子議員より質問が出ており、

- 我が国は、いわゆる非核三原則により、憲法上は保有することを禁ぜられていないものも含めて政策上の方針として一切の核兵器を保有しないという原則を堅持している。また、原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）において、原子力利用は平和の目的に限り行う旨が規定され、さらに、我が国は、核兵器の不拡散に関する条約（昭和五十一年条約第六号）上の非核兵器国として、核兵器等の受領、製造等を行っていない義務を負っており、我が国は一切の核兵器を保有しえないこととしているところである。
- その上で、従来から、政府は、憲法第九条と核兵器の関係についての純法理的な問題として、我が国には固有の自衛権があり、自衛のための必要最小限度の実力を保持することは、憲法第九条二項によっても禁止されているわけではなく、したがって、核兵器であっても、仮にそのような限度に留まるものがあるとするれば、それを保有することは、必ずしも憲法の禁止するところではないが、他方、右の限度を超える核兵器の保有は、憲法上許されないものであり、このことは核兵器の使用についても妥当すると解しているところであり、平成二十八年三月十八日の参議院予算委員会における横畠内閣法制局長官の答弁もこの趣旨を述べたものである。
- 純法理的な問題として、憲法第9条は、一切の核兵器の保有及び使用をおよそ禁止しているわけではないと解されるが、その保有及び使用を義務付けているというものではないことは当然であることから、核兵器を保有及び使用しないこととする政策的選択を行うことは憲法上何ら否定されていないのであり、現に我が国は、そうした政策的選択の下に、非核三原則を堅持し、更に原子力基本法及び核兵器の不拡散に関する条約により一切の核兵器を保有しえないとしているところであって、憲法と

核兵器不拡散条約との間に、お尋ねのような効力の優劣関係を論ずるべき抵触の問題は存在しない。

とする答弁書の事例があります。

以上から、我が国の基本的立場及び決議に賛同できないとするこれまでと同様の説明理由に加えて、一般的な形で核兵器の法的禁止を目指すことに言及したこれまでの決議とは異なるといった点を強調して反対したものとされています。先ほど、述べましたように国会答弁等と異なり裁量の幅が殆どないという質問主意書・答弁書の本来的な性格もあり、今後条約交渉が開始されても、国際場裏での今後の日本政府の立場表明でもこうした質問主意書への答弁書のラインを基本にした対応しかできないことになり、私が危惧しているのは、国際場裏での核兵器国と非核兵器国の亀裂の解決は外交実務に携わる方々に託するとしても、日本国内においても、外務省軍備管理科学部と核軍縮に強い関心を有する市民団体の方々との間でのかい離が更に大きくなることです。

日本が好むと好まざるとにかかわらず、いずれにせよ核兵器禁止条約交渉が始まる見通しとなったことを考えると、一見曖昧に見えても担当部局の裁量の余地を残す形で答弁書をセットすべきだったと感じており、これではハイレベルの政治的決断がなされない限り、議論の後追いに終始することしかできなくなると思います。日本は唯一の被爆国として軍縮不拡散外交政策の一貫性を保持すべきであり、また、国家安全保障上の考慮との両立が容易でないことは殆どの人が理解しているものと思います。

条約には反対するので無難な意見表明しかないとするのではなく、本来は条約が作成される暁には日本条項（Japan clause）と称されうるような形で最後まで残りうる具体的な条文の提案を始め、様々な法的・政治的制約がある中でも、日本は条約交渉には目に見える形で積極的に参加すべきであると考えております。

次に手続事項からコンセンサス方式及び NGO 参加条件について、核兵器の使用を禁止する条約がどのような点での考慮を必要とするのか代表的な点について、取り上げてみたいと思います。

3. 手続事項（意思決定と NGO 参加条件）

まず手続事項についてですが、条約交渉マンデート決議の文言から現時点で想定される点について、私の理解を述べさせていただきます。国連総会第一委員会決議（L.41）本文パラ10には以下のような表現があります。

10. Decides that the conference shall convene in New York, under the rules of procedure of the General Assembly unless otherwise agreed by the conference, from 27 to 31 March and from 15 June to 7 July 2017, with the participation and contribution of international organizations and civil society representatives;

従って、特段の決定がない限りは国連総会手続規則が適用されることが明示されており、新規加盟国の承認といった重要事項に該当しない案件は「出席しかつ投票する国の過半数」により決定が行われます。作業部会での日本の主張を始め核軍縮についてはコンセンサス方式で行われていることが慣行となっているとする見解も見られます。

しかしながら、NPT 会議で使われている手続規則も（これまで適用されたことはないものの）表決による意思決定を許容する規則が書かれています。自分の記憶をたどってみると、約10年前に IAEA 総会で伝統的にコンセンサス採択されていた中東決議がいきなり表決により採択されたこともありましたが、手続規則が本来的に許容する場合は表決の可能性は排除されず、今回の作業部会での報告書採択が表決で採択されたことは国連総会手続規則の想定する範囲内のことです。

今後、核兵器国と非核兵器国の対立が更に先鋭化する可能性もあり、その場合には NPT 関連会議においても、そのような状況下で一定の結論を求めようとすると必然的にコンセンサスの追求は交渉者の心理的障壁にはなりえても、最終的に手続規則上は許容されている表決に付されることになる可能性は排除されないものと理解しております。

もっとも軍縮会議の手續規則には明示的にコンセンサス方式が規定されておりますし、特定通常兵器使用制限禁止条約（CCW）運用検討会議の手續規則では「8条」に言及することによりコンセンサス方式が間接的に規定されておりますので、2016年12月12日からジュネーブで開催される CCW 運用検討会議により自律型致死兵器システム（いわゆる自律型ロボット兵器）の政府専門家会合が2017年に開催されるかについてはコンセンサス方式で決定される必要があります。

従って、条約交渉会議により別途の手續規則が合意されない限りは、交渉会議での意思決定は表決により採択されることとなります。また、NGO の参加条件についても手續規則交渉の際には主要な論点となることが多いですが、これも決議には国連総会手續規則の下で明確に参加が許容される形で書かれている点は留意すべきものと思われま

4. 想定される基本的義務と国内法担保の要請

国連で採択された条約の中には国連海洋法条約のように320条にわたる大部のものから武器貿易条約（ATT）のように30条にも満たない簡潔なものまで様々な条約があります。また、最初にウィーン条約法条約による条約の定義について述べましたように、名称も色々あり、複数の文書からなるものもあります。核兵器禁止条約については、化学兵器禁止条約をベースに検討されたコスタリカの提唱するモデル条約や国際反核市民団体連合 ICAN が提唱する核兵器の使用禁止を軸に条約を考える先行禁止条約等の提案がなされていますが、条約交渉に臨むにあたり最低限度、何時（即ち、時間的管轄）、何処で（即ち、場所的管轄）、誰による核兵器の使用をどのように禁止するのかについて頭の体操をしておく必要があるように思われます。

もっとも質問主意書への答弁書に示されたアプローチのように、そもそも条約交渉には反対するがゆえに議論の中には入らないとする立場も理論上ありうるのかもしれませんが。私が強調したいのは、米国は核兵器禁止条約に反対して作業部会にも出席しませんでした。他方で NATO 諸国向けに発出された決

議案反対を要請する文書を見ると、核兵器の通過の問題をはじめ核兵器使用禁止の義務が課された場合にはどのような法的措置が国内法上必要とされるかも含めて、入念に検討していることが窺われます。

勿論、日本も条約を締結する際には国内法担保をしっかりとする国ですが、仮に今後核兵器禁止条約交渉が進捗して最終的に条約が作成された時に、唯一の被爆国として核軍縮・不拡散に資する条約であるにもかかわらず、条約交渉時に十分に日本の意向が反映されなかった結果として条約締結のための国会承認が得られない事態になるようなことは避けるべきだと思います。

今後の条約交渉の結果、核兵器禁止条約が作成された際には、国内法上も核兵器の使用禁止は担保される必要があります、先ほど紹介させて頂いた質問主意書の答弁書にもあるように、「その保有及び使用を義務付けているというものではないことは当然」としても、非核三原則を前提とした上で核兵器の使用はあり得ないこととして、日本の現行法上は核兵器の使用禁止は刑罰で担保されていないのではないかと思います。

例えば、包括的核実験禁止条約の国内実施のためには、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（原子炉等規制法）の法改正により「第七十六条の三核爆発を生じさせた者は、七年以下の懲役に処する。2前項の未遂罪は、罰する。」として、核爆発禁止を刑罰で担保しております。このような条文で、自然人のみならず法人が同じようなことをした場合も処罰する両罰規定方式にするのか、海外で日本人が核兵器を使用した場合をどうカバーするのかとの観点から刑法の国外犯規定の対象犯罪に含めるのかといった点も、検討される必要があります。

もともとこの法律の目的は、

原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）の精神に則り、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の利用が平和の目的に限られることを確保するとともに、原子力施設において重大な事故が生じた場合に放射性物質が異常な水準で当該原子力施設を設置する工場又は事業所の外へ放出されることその他の核原料物質、核燃料物質及び原子炉による災害を防止し、及び核燃料物質を防護して、公共の安全を図るために、製錬、加

工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉の設置及び運転等に関し、大規模な自然災害及びテロリズムその他の犯罪行為の発生も想定した必要な規制を行うほか、原子力の研究、開発及び利用に関する条約その他の国際約束を実施するために、国際規制物資の使用等に関する必要な規制を行い、もつて国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的とする。

と原子炉等規制法第1条は規定しておりますので、核兵器の使用禁止については原子力の平和的利用というこの目的に合致しないとして、原子炉等規制法により規定されるのが適切でないと思われる場合は、別途の単独立法により核兵器の使用禁止が国内法上規定される必要があります。

更に悩ましいのが、憲法第9条2の範囲内の自衛のための場合については、「我が国には固有の自衛権があり、自衛のための必要最小限度の実力を保持することは、憲法第九条二項によっても禁止されているわけではなく、したがって、核兵器であっても、仮にそのような限度に留まるものがあるとすれば、それを保有することは、必ずしも憲法の禁止するところではない」としており、この考え方をどのように捉えるかです。

これは核兵器の使用威嚇に関する ICJ 勧告的意見の主文 E2 が「国家の存続自体が問題となるような自衛の究極的状況における核兵器による威嚇又はその使用が合法か違法かについて最終的な結論をだすことはできない」とする結論と類似しております。このように自衛権の範囲内であれば核兵器の使用の禁止は法的なものではなく政策的選択に過ぎないとも解釈しうるもので、核兵器の使用の結果がどれだけ悲惨なものか皆知っており、核兵器の使用禁止については安全保障上の考慮との比較衡量が十分に行われた上で、禁止の除外範囲を可能な限り極小化する必要があります。

殆どの多数国間条約には関係国の利害関係を調整した上で普遍化を進めるための工夫が施されており、時には「抜け穴」と非難されることも少なくないですが、冒頭に述べました留保や除外規定の範囲をどこまで許容するのか、禁止規制の実効性を確保しつつ可能な限り多くの国が締結するように条約が作られる必要があります。

現実の問題として、日本の領域には日本政府の管轄下及び管理下でない場所が存在し、具体的には在日米軍基地等ですが、このような場所での日本が締結した条約の実施の担保は困難なのが実態です。例えば、対人地雷禁止条約やクラスター弾条約の締約国でない国の管理する在日米軍の施設・区域で起きる基本的義務の違反には対応が容易でなく、そもそも厳密には条約への同意を表明してない非締約国には法的義務、更にその違反も生じない訳です。

このように、拡大抑止といった抽象的な概念レベルでの議論もさることながら、実務レベルでは日米安全保障条約や地位協定の関連規定との整合性の確保という非常に困難な課題が待っています。

最近の軍縮条約の事例ですと、例えばクラスター弾条約第21条はこの条約の締約国でない国との関係（具体的には米国等ですが）については、参加を奨励する一方で、「国際法の規定に従い、締約国又はその軍事上の要員若しくは国民は、この条約の締約国でない国であって締約国に対して禁止されている活動を行うことのあるものとの間で軍事的な協力及び軍事行動を行うことができる。」と規定する形で矛盾の解消に努めています。勿論このような除外規定による例外化をどこまで認めるかということについては、市民団体関係者からは抜け穴を作るものであり受け入れがたいとする見方も当然あります。

5. おわりに

私は『なぜ核はなくなるのかⅡ』という本に核兵器禁止条約を巡る議論を深化させるためには、核兵器の使用禁止による保護法益を明確にする必要があると書きました。これは条約交渉のみならず将来の日本による条約締結をも念頭に置いたもので、日本において国内実施を確実にするためには刑罰により担保する必要があり、罪刑法定主義の要請からも「核兵器の使用禁止」の定義及び意味するところの明確な範囲、更にはその必要性を明らかにすることが要請されているからです。この保護法益について、例えば保護法益主義及び刑法理論という法益（侵害・危殆化）という概念を基に4つの保護法益の形態を提示することを試みている先行研究があります。

即ち、具体例として、①人格の中核部分を構成する法益であり、生命や身体の枢要部分等を保護するもの、②同じく個人的法益ではあっても、そうした方が望ましいという観点からのもの、③個人に帰属するものとして法により保護されているに過ぎない利益（財産権等）、社会公共のものと構成されるもの（環境保護等）、④国家的保護法益をあげております。

これは刑法という核兵器禁止条約交渉が関係する国際法とは異なった分野における学説の一つに過ぎないものの、核兵器の使用禁止を巡る議論にも参考になるもので、核兵器は非人道的なものであり使用禁止は当然の帰結とすることに終始せず、こうした法的側面を含めた理論的裏付けを確保する必要があるものと考えております。

以上、大雑把な切り口で恐縮ですが、条約交渉の際に論点となるのは定義問題、基本的義務、国連憲章を含む他の国際条約との関係、国内実施、締約国会議等の意思決定機関、紛争解決条項、発効要件等最終条項であり、このような条約として必ず具備すべき典型的な条項がどのように書かれるべきか、先ず検討される必要があります。

更に、日本が橋渡し役を果たしたいのであれば、各国の動向を見極めた上で議論をリードする必要があり、今後詳細に検討した上で日本の国益を害さないように、日本が得意なところのみでも構わないので、作業文書により具体的な文言の提案を行う等の形の貢献が期待されております。

また、核兵器禁止条約は軍縮を含む国際安全保障分野全体に係わる条約構想であり、外務省を見ても、軍備管理科学部だけでなく総合外交政策局、なかならず国際法局等の知見も借りつつ、まさに「現実的かつ実践的な」対応が求められているものと理解しております。国際法（International law, Law of Nations）は基本的に国家間関係を規律するものなので、先ずは国、即ち政府に頑張ってもらわなければなりません。もともと、条約交渉マンデート決議が国際機関や市民社会の参加及び貢献を前提としていることもあり、我々大学関係者も、市民社会の一員として政府との適当な緊張感・距離を保ちつつ、知恵出しといった形により、いい意味で協力をする必要があると考えております。以上、ご清聴ありがとうございました。